

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法） 令和5年5月26日施行

盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定

- ・ 宅地造成等工事規制区域
- ・ 特定盛土等規制区域

規制区域内で下記の盛土等を行う場合は、確認申請前に都道府県知事等の許可が必要です。
あらかじめ行政庁に許可の要否をご確認をお願いします。
許可を要する盛土等が無い場合は、配置図に「盛土規制法に係る切土・盛土は無い」旨の記載をお願いします。また、許可の要否を確認するためのチェックシートを行政庁等が作成している場合は、当該チェックシートの添付もお願いします。

（下記参考）国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

許可対象となる盛土等の規模

赤文字

宅地造成等工事規制区域

青文字

特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

盛土規制法に基づく規制区域の指定状況

行政庁	区域の指定	チェック※(入手先)	行政庁等HP：チェックシート掲載先
東京都			
・足立区	令和 6年 7月31日から	○ (区HP)	https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/68622/morido_selfcheck.pdf
・世田谷区		○ (区HP)	https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/3691/11morido-izen-soudan.pdf
神奈川県	令和 7年 4月 1日から	○ (県行連HP)	https://www.pref.kanagawa.jp/documents/24926/02_checklist.pdf
茨城県（水戸市以外）	令和 7年 4月 1日から	○ (県HP)	https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/moridokisei/documents/morido_checksheetver2_0509.xlsx
・水戸市	令和 8年度から		
栃木県（宇都宮市以外）	令和 7年 4月 1日から	○ (県HP)	https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/documents/20250430142727.doc
・宇都宮市	令和 6年10月 2日から		
千葉県	令和 7年 5月26日から		
群馬県（高崎市以外）	令和 7年 5月26日から	○ (県HP)	https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/662385.docx
・高崎市	令和 7年 4月 1日から	○ (市HP)	https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/27058.pdf
埼玉県（下記4市以外）	令和 7年 7月 1日から		
・さいたま市		○ (市HP)	https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/014/002/p121494_d/fil/02check_list.xlsx
・川口市	令和 7年 5月26日から	○ (市HP)	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/118/checklist.doc
・川越市、越谷市			

※確認申請時、行政等HPにある盛土規制法チェックシートを添付してください。